

2020年度町田市教育委員会

第6回定例会会議録

- 1、開催日 2020年9月16日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員 | 後 藤 良 秀 |
| 委 員 | 森 山 賢 一 |
| 委 員 | 八 並 清 子 |
| 委 員 | 井 上 由 奈 |
- 4、署名委員 教育長
- 委 員
- 5、出席事務局職員
- | | |
|--------------|---------|
| 学校教育部長 | 北 澤 英 明 |
| 生涯学習部長 | 中 村 哲 也 |
| 教育総務課長 | 田 中 隆 志 |
| 教育総務課担当課長 | 是 安 智 彦 |
| 施設課長 | 浅 沼 猛 夫 |
| 学務課長 | 田 村 裕 |
| 学務課担当課長 | 中 溝 智 章 |
| 保健給食課長 | 有 田 宏 治 |
| 指導室長 | 小 池 木綿子 |
| (兼) 指導課長 | |
| 指導課統括指導主事 | 宇 野 賢 悟 |
| 生涯学習部次長 | 佐 藤 浩 子 |
| (兼) 生涯学習総務課長 | |
| 生涯学習総務課担当課長 | 貴 志 高 陽 |
| (兼) 文化財係長 | |
| 生涯学習総務課担当課長 | 西久保 陽 子 |

生涯学習センター長	塩 田 一 人
図書館長	中 嶋 真
図書館市民文学館担当課長	江波戸 恵 子
(町田市民文学館長)	
書 記	中 里 典 子
書 記	大河内 和歌子
書 記	瓜 田 円
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請願第 7 号	40人学級前提の町田市立小・中学校の統廃合を中止し、20人学級前提の審議を求める請願	不 採 択
議案第 2 2 号	町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 3 号	町田市立学校の通学区域の変更について	原 案 可 決
議案第 2 4 号	町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 5 号	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 6 号	町田市学校給食問題協議会運営規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 7 号	町田市生涯学習審議会運営規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 8 号	町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第 2 9 号	町田市立図書館協議会条例施行規則の全部改正について	原 案 可 決
議案第 3 0 号	町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決

臨時代理報告第3号 2021年度町田市立中学校教科用図書（英語、道徳）の使用について

承 認

臨時代理報告第4号 第5期町田市民文学館運営協議会委員の委嘱の臨時代理の報告について

承 認

臨時代理報告第5号 第5期町田市生涯学習審議会委員の委嘱の臨時代理の報告について

承 認

7、傍聴者数 9名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は後藤委員です。

まず日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち請願第7号を、日程第1、月間活動報告に先立って審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第7号「40人学級前提の町田市立小・中学校の統廃合を中止し、20人学級前提の審議を求める請願」を審議いたします。

本件について請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問等ございましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 おはようございます。私は町田退職教職員の会の会長をしております木原信義といたします。

私は、町田を含めまして40年間、小学校の教員として勤めてまいりました。本町田小学校、図師小学校の立ち上げにも携わり、町田の教育にも少なからず貢献してきたと自負しております。また、孫が3人おりまして、町田市内の小学校に通っております。

町田の教育には大変関心を持っておりまして、退職してからは、毎月のこの定例の教育委員会をできるだけ傍聴しようと通ってまいりました。その中で、教育委員の方々初め、教育行政に携わる皆様のご苦勞は、よく理解してきたつもりです。

そのことを踏まえまして、今回私がお願いしたいと思ったきっかけは、今回のコロナ感染拡大です。今回のコロナ感染拡大という世界中のパンデミックは、人類にとって未曾有の事態です。これまで当たり前であったことが通用しない時代を迎えたと思います。最優先にしなければならないのは、子どもたちの安全確保という視点でこれまでの教育行政の見直しが強く求められていると思ったからです。

そこで、請願書に書きましたように、40人学級前提の町田市立小・中学校の統廃合を中止し、20人学級前提の学校適正規模・適正配置の審議を求めます。

請願項目は2点です。

1つ目は、40人学級前提の学校適正規模・適正配置による学校統廃合、すなわち2040年までに小学校16校、中学校4校を削減するという案、これを中止してくださいということです。

2つ目は、今行われている審議会で20人学級を前提にした学校適正規模・適正配置を新たに検討してくださいということです。

それでは、請願理由を述べます。

まず第1項目についてです。

町田市教育委員会の委嘱で5月11日に設置されましたまちだの新たな学校づくり審議会は、5月26日に、小学校16校、中学校4校を2040年までに減らすという統廃合案を出

しました。これは前年度の審議会答申を受けての提案です。今年3月に最終答申を出した町田市立学校適正規模・適正配置審議会は、適正規模を40人学級前提で、小学校は1学年、3学級から4学級、中学校は1学年、4学級から6学級としました。

しかし、今年3月からのコロナ感染拡大は、先ほど述べましたように、状況を一変させております。もはや40人学級が当たり前の考えでは子どもたちの安全が確保できません。ソーシャルディスタンスの確保、3密を避ける社会となりました。学校だけは別世界というわけにはいきません。コロナ感染が広がる前の審議会答申では、こうしたことを予想もできなかったと思います。3密が避けられない40人学級前提の審議は中止すべきだと思います。2040年までに小学校16校、中学校4校も削減するというこの案は、今まで以上に過密な教育環境にするということであり、子どもたちの安全確保を忘れ、教育行政による人災とも言われかねません。

また、今日、予想もしない大災害が頻発しております。学校は地域住民の命を守る防災拠点としても機能しています。学校を減らす学校統廃合は、地域住民の命を守る本来の自治体の役割を放棄したと言われかねません。学校を大量に減らすという今回の40人学級前提の学校統廃合計画は中止していただくように切にお願いいたします。

第2項目について理由を述べます。

文部科学省は、コロナ感染拡大がやや収束し、学校再開を前にして、5月1日、初等中等教育局長名で学校運営上の通知を出しました。それによりますと、教室を使用する際、児童・生徒の席の間を、可能な限り1メートルから2メートル確保してほしいということで、座席配置図のイメージ図まで例示しました。そして、安全確保のために、学校再開に当たっては分散登校を奨励しました。これを受けて、町田市教育委員会は、6月15日からの学校再開に当たって、小学校、中学校で分散登校を実施しました。

分散登校の間、町田市内でも全ての学校で、文字どおりの20人以下学級が実現いたしました。その結果、子どもたちから、安心して学校に通えるとか、保護者の方からは、不登校だった子が学校に通い出したとか、先生からは、余裕を持って一人一人の子どもたちと向き合えたという声を私は聞いております。

ところが、分散登校が終わりまして、通常の登校になってみますと、今は大分改善されたと聞いておりますが、教職員は消毒作業に追われ、子どもたちに声をかける余裕がなくなったとの声を聞いております。40人学級という過密な環境の中で過ごす、このことに大きなストレスを感じている子どもが多いと聞きます。私は中町中央町内会の役員をしておりま

すが、町内会役員会の中で、近ごろ子どもたちの挨拶に元気がなくなってきたということが話題となりました。3密のストレスが大きく影響しているのではないかと思います。

コロナ禍を受けて、少人数学級を求める声は、もはや日本全体で大きな流れとなっております。7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体は、文科省に少人数学級を求める緊急提言を行いました。これを受けて、政府の教育再生実行会議は、8月25日、少人数学級を進めるべきだとの意見が相次ぎ、ワーキンググループでの検討を開始しました。9月8日、ワーキンググループでの初会合では、少人数学級推進の中間答申をまとめました。萩生田文科大臣も前向きな発言をしております。

町田市教育委員会は、こうした全国の流れを先取りして、子どもたちの願い、保護者、教職員の願いに応えて、20人学級実現へと踏み切るときだと思えます。東京都や国へ働きかけることはもちろん、10月2日に開催されますまちだの新たな学校づくり審議会において、20人学級前提の適正規模・適正配置の審議に切りかえていただきますように切にお願いいたします。

以上で私の請願陳述を終わらせていただきます。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○教育長 請願者による請願第7号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思えますが、請願者の方には念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご承知おき願いたいと思えます。

それでは、これより質疑を行います。

請願第7号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様から何かご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第7号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 請願第7号について、その願意の実現性について申し述べます。

教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面で、よりよい教育環境をつくる視点から、2019年度に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置いたしました。2019年度の審議会では、望ましい学級数や望ましい通学区域の編制と学校配置など、町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方をご審議いただきました。

学級編制については、町田市では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、そして東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準に従って編制しております。

審議会では、この学級編制基準について、国の法令や東京都の基準を町田市独自に超えることが難しいことや、学級編制基準の範囲で1学級当たりの児童・生徒数が流動的に変動するものであるという議論がなされ、現行法規に基づいて審議するものとしたしました。

また、審議会では、新たな学校づくりのあり方についても、将来の環境変化に対応するための教室数や教室の広さを確保することができるゆとりある学校施設環境の整備が必要であるという議論がされております。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、小まめな手洗いや咳エチケットの指導、多くの児童・生徒等が手を触れる場所の毎日の消毒など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、机を2人1組にして学習していた形態を、一人一人、机を離す形態にしたり、交互に机の位置をずらしたりして、学級内で最大限の間隔を確保するように工夫しているとともに、教室は適宜換気を行っており、体育の授業では密接にならないよう配慮しています。そして、国や東京都からの感染症拡大防止に関する通知に基づいて、適切に感染拡大防止に努めております。

町田市において20人学級を行うには、増加する学級数に対応するために必要な教員や教室を市独自で確保する必要があり、現実的ではないと考えております。また、既に東京都教育長会を通じて、全学年35人以下の学級編制の要望を提出していることから、町田市独自に国や東京都に20人学級の働きかけを行うことは考えておりません。

以上のことから、40人学級前提の町田市立小・中学校の統廃合を中止し、20人学級前提の審議を求める本請願につきましては、不採択とすることが適当と考えます。

ただし、今後の学級編制や指導体制につきましては、中央教育審議会の新しい時代の初

等中等教育の在り方特別部会で示された中央教育審議会答申案作成に向けた骨子案において、新しい生活様式を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編制を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を図るという方向性が示されておりますので、今後も国や東京都の動向を注視し、具体的な学級編制基準が示された場合には対応してまいります。

以上です。

○教育長 請願第7号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

なお、学校教育部長の説明にもございましたが、多摩26市の教育長会におきましては、以前から国や東京都に対して、小・中学校全学年の35人以下の学級編制を要望しているところでございます。また、もともと審議会の中では、将来の環境の変化を想定して、フレキシブルな教室等の環境整備を念頭にご議論をいただいておりますが、請願者の方からご指摘がありました文部科学省の教育再生実行会議での議論については、教育委員会としてもその動向を十分に注視して、適宜、審議会委員の皆様にも情報提供してまいりたいと思っております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などを頂戴したいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 まず事務局のほうに、現状のことについて少し確認をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応、あるいは教職員の40人学級における指導対応など、請願者の方が40人学級を前提とした学校統廃合計画は中止すべき理由があるのではないかということをご提案されておりました。改めて適正規模・適正配置の必要性について確認をしたいと思いますので、ご説明をいただけたらと思っております。

○教育総務課担当課長 教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などの環境変化に対応しながら、未来の町田の子どもたちによりよい教育環境をつくるために、適正規模・適正配置を推進する必要があると考えております。

学校統廃合の議論については、よりよい教育環境をつくるための手段として必要な議論であると認識しております。このことは審議会の中でも議論されておりました、アンケート

ト調査におきましても、通学区域の統合だけではなく、通学区域の変更で対応する箇所も示しております。

さらに、審議会では、2020年6月に実施しましたまちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査及び意見募集の結果を踏まえて、新たな通学区域、また新たな学校づくりについて丁寧に審議を進め、来年4月に答申をいただく予定でございます。教育委員会もその答申を受けまして議論を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上委員 現在、学校の感染拡大防止に関して、国や都からの通知ではどのようなことが示されているのかをまとめて教えていただけますか。

○指導室長（兼）指導課長 お答えいたします。

2020年9月3日に公表されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（Ver.4）」におきまして、これまでの感染傾向の分析をもとに新たな考え方を示しております。

具体的には新型コロナウイルス感染症の学校内感染の割合が小さいこと、10歳未満及び10代の発症割合、重症割合、ともに小さくなっていることから、児童・生徒の間隔は1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔をとるようにするという考え方が示されました。また、これらはいくまでも目安でありまして、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能であること、そして座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせる、こういったことにより、現場の状況に応じて柔軟に対応することもあわせて示されております。

以上でございます。

○八並委員 分散登校期間中に多くの先生方から、児童・生徒に余裕を持って向き合えるような体験があったという声を聞いているという請願者のお話がありました。教育委員会では、先生方のほうからはどのような声を伺っていますか。また、先生方だけではなく、子どもたちからはどんな感じに捉えられているのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 分散登校のときの状況でございます。分散登校を行ったことで、学校からは、特に第1学年の児童・生徒に対しまして、これまで以上にきめ細かく生活の決まりや学校生活の基本について指導することができたということや、学校生活に徐々に体を慣らすことができたといった肯定的な意見がございました。

またその一方で、学級での係活動、学級会の実施、こういったことについては、十分に

行うことができなかつたですとか、通常の半分程度の人数で生活をしているため、休み時間等も含めて、学級の活気があまり感じられなかつたといったこと、また、6月15日から通常の登校が始まったわけですけれども、こういったことが始まって、学級全員が集まって生活を始めてから、子どもたちの元気な表情、意欲的に学習に取り組む姿が見えてきたという意見もございました。

子どもたちも初めは、仲のいい友達に会うことができないですとか、みんなでクラスで1つになっていろいろな話し合いとか、そういうことができないことの寂しさみたいなことも担任には話しているというふう聞いております。

○森山委員 私のほうから1点お伺いしたいと思います。これは具体的な問題になろうかと思いますが、例えば20人学級の実現については教室の確保ということが当然必要になってくるかと思ひます。そのことを確保するに当たって、今、現状としてどのような課題があるのかということについてお伺いしたいと思います。

○施設課長 現状の学校において20人学級を実現するためには、教室数が約2倍必要となると考えます。不足する学校においては、校舎の増築または仮設校舎の建設等が不可欠です。増築や仮設校舎を建設するためには、グラウンドが狭くなる、あるいはなくなるなどの敷地面の課題があるとともに、多くの財源が必要になると考えております。

○教育長 そのほか何かございましたらお願いいたします。

それでは、請願の願意に対する委員の皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

○後藤委員 請願第7号に対して、私は次の3点から意見を述べたいと思ひます。

まず第1に、先ほど学校教育部長の説明にありましたように、現在、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会は、現行の法制下における学級編制基準に従って審議しているわけですから、これは教育行政として妥当な判断で行っているというふう感じております。

第2点です。本審議会の今後の審議の中には、将来における子どもたちの学び方も考慮し、一層の少人数指導や教科担任制、ICTを活用した個別最適化学習など、そのようなものを工夫した学習の体制のあり方、教室もオープンスペースなどの併設によるような工夫をして、可動式というか、広げられたりするという学習スペースの拡張などができることも検討されるのではないかと考えます。つまり、学習の人数あるいは学習スペースも、現在の学校状況の教室で考えるのとは違って、新しい学校の状況下で考えていくと、新型コロナウイルス感染症対応などもできるような工夫をしなければならないのは当然になってくるわけですから、このようなことも審議されていくんだらうと考えます。

3点目ですが、子どもたちの社会性や人間関係づくりなどを考えますと、先ほど指導室長のほうからもお話がありましたように、ある程度の規模の学級人数というのはやはり必要で、子どもたちはとても少な過ぎると寂しいというか、不安になったんですかね、それを感じています。「ある程度」というのは、今後またいろいろ検討されていくんだと思いますが、その点をやはり考えなければいけない。一人一人に応じた少人数できめ細かく学べるということも当然必要ですが、多様な人間関係を構築できる集団、学校生活が必要であるということも同時に考えなければいけないことです。当然この点は今後の学級編制基準について、教育再生実行会議や中教審などで検討されて、できるだけ早期に法改正を経て具現化されることを期待しているところであります。

以上のことから、本請願は、現段階では不採択が適当というふうに私は考えました。

○八並委員 請願者の方の教育への熱いに触れられ、大変感動いたしました。ありがとうございました。

このコロナの状況は、本当に学校教育現場に真っ先に影響を受けたといっても過言ではないと思います。また、請願者もおっしゃいますように、コロナの状況でなくても、よりきめ細かい指導をするには、ある程度の少人数であるほうが、目が行き届くことは明白であります。私も児童・生徒20人を指導する状況というのは大変理想的であるとは思っております。

私自身も小学生のときに、マンモス校から、分校になったばかりの小さな学校に転校し、当時は1クラス40人強、いたと思いますが、そのようなクラスから、ほぼ半数近く、27人のクラスに転校していきました。初めは人数の少なさに大変驚きましたが、先生の熱心なご指導もあって、楽しい学校生活が送れました。

ただ、27人ということは、男女で分けられるとき、半分というか10人前後なんですね。当時女子は11人でした。仲よくやっているときはいいのですが、一度トラブルになると、10人の中では逃げ場がなくて大変つらい思いをしたこともあります。その点では、人数が少ないからといって、よい点ばかりではないように感じます。クラス運営にはある程度の人数が必要なのではないかというようなご意見も先ほど後藤委員からもありましたが、そのようなことも感じております。

国では教育再生実行会議や中央教育審議会などでこの指導体制について議論されてきたことは大変歓迎されることだと思います。また、今後の変化にどのように対応するか、適正規模・適正配置の審議をする際には、そのようなことも念頭に入れて議論していただく

ことは大切なことであると思います。しかしながら、町田市独自で20人学級を進めていくには、教員数の確保であったり、教室の確保であったり、多くの課題や問題があり、独自で考えていくのは現実的ではないと考えられます。現時点で適正規模・適正配置を審議する際には、現行法規に基づいて議論していただくことが望ましいと思っております。

以上のことから、私も、教育長が述べられましたように、請願者の願意には沿えないと考えます。

○井上委員 このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。とてもわかりやすいご説明で、経験の積み重ねと穏やかなお人柄が伝わってきました。

今回の請願では、主にコロナウイルスの感染対策として安心・安全な20人学級へという趣旨でしたが、仮に少人数に編制しても、登下校や休み時間など、飛沫感染の危険がなくなるわけではなく、厳しい財政状況の中で、教員の養成、教室の増加などの問題もあり、慎重に捉えるべき点もあるのではないかと考えます。

ただ、学校教育の活性化、子どもたちの学力向上やきめ細やかなケアという点において、40人学級という編制は今後見直されるべき課題であると思います。それは単純に学級の人数を減らすということではなく、きめ細やかな指導を実現させるために、習熟度別や発展的、補充的指導などを組み合わせていく必要があるかと思えます。

つまり、少人数学級編制を実現するには、予算措置に始まり、教員の体系的な研修の仕組みの整備といった人材の質の担保など、バックボーンが重要となります。ポストコロナ期はもちろんのこと、コロナ禍を脱した後の将来の変化をも見越して、ゆとりある学校づくりをすべく、まちだの新たな学校づくり審議会でも協議を進めていくべきかと思えます。

また、教育長やほかの委員からもお話がありましたが、現行でも学校では空間をうまく使い、少人数の学習スタイルを工夫し、フレキシブルな形に対応できるようにしていることなどから、残念ながら、今回、請願者の願意には沿えないと判断いたします。

私からは以上です。

○森山委員 私のほうからも一言述べさせていただきます。

40人学級前提の町田市立小・中学校の統廃合を中止し、20人学級前提の審議を求めるという請願でございますが、この趣旨については、私はよく理解をさせていただきました。この議論は重要な問題を整理していただいたとも思っております。

先ほどの学校教育部長の説明にもございましたが、実は私は中央教育審議会の新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会の委員でもございます。この中で、9月11日（金）に

も少人数学級についての検討がなされております。委員の中では、少人数学級に対する対応を早急に求めるという声が多く出ております。そういう中で、20人という人数についての議論はまだまだなされておられません、少人数学級についての議論は今後しっかりとなされるべきものでもありますし、今後、中教審を通して明確に制度設計がなされ、しっかりとした制度のもとでの運用が、町田市だけではなく、全国的な形で展開されるものだという事を私も願っている者の1人でございます。

ただ、先ほどそれぞれの委員からも、適正規模・適正配置の必要性についての確認であるとか、私のほうからも、町田市での20人学級の実現について、現実的な問題等を検討していただくということで施設面での質問をさせていただきましたが、そういう意味でも大きな課題がありまして、現時点では願意に沿えないというふうに私は判断をいたしました。

以上です。

○教育長 各委員の皆様からご意見ありがとうございました。

それでは、請願第7号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見というのは、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうに受けとめますので、本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第7号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第7号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私から2点ほどご報告をさせていただきます。

まず先月、8月18日(火)でございますが、教育委員会臨時会を開催いたしまして、来年度から使用する中学校の教科書採択を行いました。当日は、午前10時から休憩を挟んで午後2時まで、このコロナ禍の中でも、30人以上の傍聴者の皆様がお集まりの中、無事に

終了いたしました。

各学校の調査委員会を初め、教科用図書調査協議会の先生方には、大変短い期間で資料作成をお願いし、詳細なご報告をいただきました。また、教科書展示会におきましても、多くの市民の皆様からご意見をいただきました。これらのご報告、ご意見を参考に、私たち教育委員の権限と責任において、町田市の先生方や子どもたちにとって最もふさわしいと思われる教科書を採択することができたと思っております。これまでの皆様のご協力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

もう1つ、8月27日（木）から第3回町田市議会定例会（9月議会）が開催されておりました。9月1日（火）から5日間にわたって一般質問が行われました。この中で、学校教育に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、タブレット端末の整備ですとか、オンライン授業の実施、あるいは部活動の状況、移動教室や修学旅行の実施の判断などを中心に多くの質問が寄せられました。この詳細については後ほど報告があると思いますが、これから秋の運動会や体育祭、研究発表会や周年行事などの季節を迎えるに当たって、各学校の校長先生方には、感染症対策に万全を期した上で、最大限の工夫をしながら、子どもたちの日ごろの学習の成果を発表する場や達成感を味わわせることのできる場をつくっていくことについて、保護者や地域の皆様へ、根拠を示した丁寧な説明をし、ご理解を得ていくように、改めて校長会等をお願いしたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは、各委員からご報告をお願いしたいと思います。

○後藤委員 私も教科用図書採択のことについてお話しさせていただきたいと思っております。

8月18日の教育委員会臨時会で実施したわけで、来年度に使用する教科書が決まりました。小学校では今年度より、新学習指導要領における教育が始まり、それに対応した教科書が使われ、中学校では来年度から、その日に採択したものが使われていくということです。主たる教材である教科書でありますから、当然教員は事前からその研究を十分にやるチャンスというか、機会を得なければならないと思っております。子どもが主体の授業づくりに十分に力を注いでいただきたいと考えているわけです。

採択した教科書は、当然、新学習指導要領や町田市ならではの学びを強調して主体的・対話的で深い学び、資質・能力を育むカリキュラムマネジメント、ICT活用あるいは学び方、指導と評価の一体化など、そのような点をかなり重視して採択をしたものです。

実際その教科書がどのように構成されていて、それをどのように使って子どもたちの学びをつくっていくのかというのを、一人一人の教員はもちろんのこと、学校での研究あるいは町田市教育研究会などでも、これらの研究にしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

今あるというか、自分が持っているこれまでの指導法に安住することなくというか、固執することなく、新しい時代に適応した教育、それに正対した指導法を身につけていく。そういうふうに教科書をしっかり使って、授業、子どもたちの学びをつくってほしいなというのが願いですし、それ自体が教員の責務であると考えています。

教育委員会としても、当然、財政が厳しい中ではありますが、教員が新しい教科書について、スタート前から研究をし、新しい教育への準備あるいは始まったときへの対応ができるように、今後も継続的に支援をしていただきたいと思います。

以上です。

〇八並委員 私からは、9月8日に出席いたしました町田市立中学校PTA連合会交流会について報告いたします。

中学校PTA連合会（中P連）が行っておりますこの交流会は、各学校のPTA役員が役職ごとに集まり、他校との情報交換を通じ、交流を深めるものです。例年、午前中はグループごとに情報交換、午後は各グループからの発表というスケジュールでありましたが、今年は午前・午後に分かれて情報交換のみが行われました。

私は毎年出席させていただいておりますが、このようなコロナの状況の中、行われたことは、大変意義深いことだと思いました。どの学校も今年のPTA活動には苦慮されております。昨今ではPTA不要論なども出てきておりますが、そんな中で、改めてこの状況の中でPTAとして何をしたらよいのか、また何ができるのか、PTA活動の根本、本質は何かを考えるととてもよい機会になっているのではないのでしょうか。子どもたちを守ること、保護者同士とのつながりを持つこと、学校と協力しながら前向きに取り組んでいただきたいと思います。

中学校20校のPTAが集まり、このような情報交換ができることこそ、中学校PTA連合会の重要な活動の一つではないかと考えます。中P連のこのような活動を応援するとともに、各校のPTA活動、学校をサポートしていただいているPTA活動にもしっかりと支援をしていただきたいと思います。

以上です。

○井上委員 残暑が厳しい9月スタートとなりましたが、8月から9月にかけては小・中学校の面談や保護者会、中学校の授業参観や学校説明会などがありました。

面談は、いずれもコロナウイルス対策として、マスクの必着、アルコール消毒や透明のパーテーションなど配慮されていました。また、新たに熱中症アラームを各教室に取り付け、授業や活動において十分に留意できるようになっていました。

保護者会においては、学年全体として1カ所に集まることは避け、各クラスに保護者が着席し、校長先生の挨拶や専科の先生の紹介を動画として流し、全体への説明は、PC室から担当の先生が中継のような形でリアルタイムに配信するという工夫が見られました。

また、授業参観では、プロジェクターをうまく使って授業を進めており、ICT教育のまちだとして、先生方の指導も都度工夫しながら奮闘されている様子が伝わりました。

次に、9月8日の中P連交流会の報告です。

私は初めての参加ということで少し緊張していたのですが、地域や学校、子どもたちなど、ふだんから多方面とかかわる活動をされている方々なので、コミュニケーション能力がすばらしく、いろいろな方が名前を呼んで話しかけてくださり、とてもありがたかったです。

ふだんは他校のPTAの様子をうかがい知る機会を持つことはなかなか難しいと思います。今回コロナウイルスにより、例年とは全く違う動きが必要となり、さらに不安になる部分もたくさんあったことと思います。そんな中で、子どもたちのために役員になったけれど、どうしたらよいかわからないままになっていたことがあったり、自分たちの中では当たり前になっているけれど、他校の様子を聞くことによって気づいたことなどが出てきて、問題の解決を図ることはさることながら、情報交換、認識の共有をするための重要な場となっていることを感じました。私自身も一保護者として共感する部分がたくさんあり、お話を伺う中で何回うなずいたかわかりません。

PTAと聞くと、ついハードルが高いイメージを持たれる方が多いかと思いますが、学校や子どもたちのために、こんなにも純粋に頑張ってくださっている方がいらっしゃるのだという事実に頭が下がる思いでした。今後は担い手をふやすべく、教育委員としてPTAがどのような働きをしているかという認知を広めるお手伝いができたらいいなと思いました。

私からは以上です。

○森山委員 私のほうからは1点ご報告させていただきます。

各委員からお話がありましたが、9月8日（火）にひなた村において行われました町田市立中学校PTA連合会交流会の件です。私は午後から、PTAの運営についての分科会に出席をいたしました。いわゆるコロナ禍でのPTA活動のそれぞれの課題、そして新たな活動の方法を模索しているという状況の中で、各学校のそれぞれのPTAとの横の情報交換、意見交換、そして校長先生方とのいわゆる学校と保護者との意見交換がなされたかと思えます。

学校と家庭の連携が叫ばれる中で、PTA（Parent-Teacher Association）、まさに父母と先生の会ということでのPTAの役割あるいは必要性が再認識されることが必要ではないかということを感じて帰りました。そういう意味では、PTAの役割が時代とともにいろいろと変化する中でも、特にコロナの対策の中での役割とか、あるいは学校と家庭との橋渡しといたしますか、そういう中での新たな役割もまた担っている。今回、出席して、そういうことをすごく感じた1日でした。

以上です。

○**教育長** そのほかに、事務局も含めて、何か報告がありましたらお願いします。

○**学校教育部長** 私から、2020年第3回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第3回定例会は、一般質問が9月1日から7日までの5日間、文教社会常任委員会は9月14日に開催されました。

初めに、一般質問は、学校教育部に対し、18人の議員から質問がございました。

その内容としては、これは主に項目名ということになりますが、「コロナ禍におけるオンライン授業の実現可能性等について」。

次に、「中学校給食について」です。中学校給食については、これまで議会で数多く取り上げられておりましたが、松葉議員から「現行のデリバリー方式では限界があるのではないか。新たな方式についても検討する必要があると思うが、市長の考えを聞かせてほしい」という質問があり、市長から「新たな給食の提供方式について検討を進めてまいりたい」との答弁がございました。

次に、「南町田グランベリーパークについて」の項目で、今年度から始まった小学校5年生の「スヌーピーミュージアムへの校外学習について」。

「今後の公教育の方向性とオンライン教育を含めたICTを活用した教育についての考え方は」。「部活動における新型コロナウイルス集団感染について」。「コロナ禍における小・

中学校教員の負荷軽減策について」。

「動物愛護の取り組みについて」の項目で、学校教育の中で命を尊厳を守ることについてどのような取り組みを行っているのか。

「コミュニティスクールについて」という項目で、これまで町田市ではスクールボード校の活動を推進してきたが、どのような理由で方針を変更するのか。また、どのように導入し、運営していくのか。

「戦後75年目の節目に際して町田市の対応を問う」という項目で、戦争を風化させないために、学校ではどのような取り組みを行っているのか。

「今年度の教育実習について」。「危険な道路遊びについて」。

「コロナ禍の次世代への影響について」の項目で、「町田市立小・中学校の宿泊行事について今後の予定と対策は」。

「中学校入学時における保護者の経済的負担の軽減について」。「中学校給食無料試食会の結果と今後について」。「学校施設の老朽化の問題と今後の改築・改修等の計画について」。

「オンライン学習環境の整備について」。「コロナ禍を受けて10代の妊娠率が上昇していることについて、学校で新たに取り組んでいることはあるか」。

「小・中学校の改修工事について」ということですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響はあるかという内容でございます。

「学校徴収金の状況について」の項目で、1つは今年度から始まった小学校給食費の公会計化です。もう1点が「教材費の取り組みについて」の質問です。教材費については、小・中学校とも、徴収方法、事業者の支払い方法、事務処理手順等がこれまで学校ごとに異なり、管理方法が標準化されておりましたが、来年度から学校徴収金管理システムというのを導入して事務処理手順を統一し、インターネットバンキングを利用して、全校で口座振替や事業者への支払い等を行うことができるよう準備を進めているというふうにお答えしたところでございます。

次に、「子どもの見守りから地域活動について」の項目で、「交差点での旗振りによる子ども見守り活動の課題と対応について」。

「中学校全員給食の実施を求めて」。「少人数学級で子どもたちに手厚く、よりよい教育を求めて」。

「熱中症対策について問う」の項目で、ノーランドセル通学を実施すべきだがどうか。

以上が一般質問でございます。

次に、9月14日に行われた文教社会常任委員会では、2020年度補正予算と2019年度、昨年度の決算の認定について、それぞれご審議いただきました。補正予算については、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含め、契約額の確定による差額を減額するものでございました。

次に、2019年度の決算について審議していただきました。補正予算と2019年度の決算の認定については、文教社会常任委員会では採択されましたが、この後、9月30日の本会議で採決が行われます。

報告は以上でございます。

○生涯学習部長 私からは、第3回市議会定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告いたします。

まず、一般質問につきましては、質問の通告はありませんでした。

次に、9月14日に開催されました文教社会常任委員会におきましては、補正予算、決算認定、請願の順に審査を受けました。

補正予算の内容は、高ヶ坂石器時代遺跡整備事業費の補助金の決定に伴う事業費の減額、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を閉館したことに伴う施設管理委託料の減額、消毒液の購入費などの増額でした。これについては特に質問は出されませんでした。

2019年度の決算認定については、町田デジタルミュージアムについて、「これまでのアクセス数は」、また「実物を見たいとなった場合の取り組みは」、「来館者や貸出冊数が減少している中、図書館が行っている中高生向けの取り組みについて」などの質問が出された後、認定されました。

最後に、効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランの見直しを求める請願について審査を受けました。前回もご報告いたしましたとおり、この請願は、図書館への指定管理者制度の導入や図書館施設の集約などの取り組みが、図書館サービスの後退をもたらすという立場から見直しを求めるもので、3月議会、6月議会と2回連続で継続審査になっているものです。

こちらからは、前回以降、現在に至るまでの経過報告といたしまして、7月1日から4日まで鶴川駅前図書館で実施したアンケートの内容や、7月以降、鶴川地域の皆様や地域団体の方々に対し、アクションプランの説明や対話を開始したこと、鶴川地区協議会に加入したことなどをご報告した上で、質疑を受けました。

委員からは、「アンケートは、指定管理者制度とは何かということの説明してから行った

のか」、「アンケートの回答者数は、一般的に考えて信頼できる数字なのか」、「運営が民間に移った場合、ボランティアの方々から不安の声も上がっているようだが、どう対応するのか」などの質問が出されました。

最後に、請願採択に賛成と反対の両方の立場から討論がなされました。

請願採択に賛成の立場からは、アクションプラン及びその根拠となる図書館のあり方見直し方針は、多くの市民や図書館協議会の意見を聞かずに行政主導で決定したものであり、民主的な手続がとられていないという内容の討論でした。

請願採択に反対の立場からは、鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入についてアンケート調査を行い、この制度導入に向けて、想像以上に図書館利用者からの理解が得られた。未来の町田市の図書館のため、何よりも町田市民、そして未来の子どもたちのためにも、このアクションプランを推し進めていくことは重要であるという内容の討論がなされました。

採決の結果、常任委員会においては、3対5で請願は不採択とすべきものとされました。今後、本会議に場所を移すこととなります。

第3回の定例会の生涯学習部所管分の案件につきましてご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第22号を審議いたします。本件については学校教育部長から説明を申し上げます。

○学校教育部長 議案第22号「町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市個人番号及び個人情報等の利用等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものでございます。

1枚おめくりください。改正の内容は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の別表の項番号を引用している部分を改正後の別表の項番号に改めるものでございます。

もう一枚おめくりください。下線部分を改正するものですが、条例別表の第1の7には、これまで町田市奨学資金支給条例が記載されておりましたが、同条例の廃止により、以降の番号が繰り上がるものでございます。

この規則は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次の議案第23号と議案第24号につきましては、関連する案件でございますので、よろしければまとめてご説明させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議案第23号及び議案第24号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 それでは、議案第23号と議案第24号を続けて説明させていただきます。

初めに、議案第23号「町田市立学校の通学区域の変更について」、ご説明いたします。

町田市立学校の通学区域については、町田市立学校の通学区域に関する規則において定めております。本件は、南大谷小学校・南大谷中学校と町田第三小学校・町田第一中学校の通学区域をまたぐ地域の宅地開発がありましたが、南大谷小学校・南大谷中学校への通学距離が近いことと、通学経路の安全確保の観点から、町田第三小学校・町田第一中学校の通学区域の一部を南大谷小学校・南大谷中学校の通学区域に変更するものでございます。

1枚おめくりください。変更地域の地番でございます。

さらにもう一枚おめくりください。左側が案内図、右側が詳細図になります。

詳細図をご覧いただければと思います。少し見えにくいところがあると思いますが、赤い線が通学区域の境界線でございます。本件の開発区域は紫色で囲んだ部分です。当該開発地域は4つの学区域に近接しているという状況です。大部分が南大谷小学校・南大谷中学校の学区域になりますが、一部、桃色で表示した部分が町田第三小学校・町田第一中

校の学区に位置しており、この桃色の部分を南大谷小学校・南大谷中学校の学区に変更するものでございます。なお、現在のところ、この開発区域に居住している方はおりません。

変更日は、2020年9月16日、本日よりいたします。

続きまして、議案第24号「町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、議案第23号の通学区域の変更に伴い、町田市立学校の通学区域に関する規則を改正するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、別表1をご覧ください。改正の内容でございます。今回の改正により、南大谷小学校と南大谷中学校の通学区域に本町田の一部を追加するものでございます。

この規則は、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございますでしょうか。ご質問等ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。まず、議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第24号についてお諮りします。議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第25号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 議案第25号「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

なお、この規則は、令和2年（2020年）第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件でございます。

1枚おめくりください。改正内容といたしましては、（1）会議に関する規定を加えます。（2）書面による調査審議に関する規定を加えます。（3）その他文言の整理を行います。

補足説明をご覧ください。先ほどご説明いたしましたように、条例の可決が条件となりますが、当該条例が可決されたときには、この規則を速やかに公布できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、ご審議いただくものでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後を記載しております。

この規則は、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第26号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第26号「町田市学校給食問題協議会運営規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

なお、この規則は、令和2年（2020年）第3回町田市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件となります。

1枚おめくりください。改正内容といたしましては、議案第25号と同様に、（1）会議に

関する規定を加えます。(2) 書面による調査審議に関する規定を加えます。(3) その他文言の整理を行います。

補足説明に記載していますように、本件も議案第25号と同じく、条例の可決が条件となります。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後に記載しております。

この規則は、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。これから30号までの議案というのは、ほとんど今回の新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、開かれる会議を、対面ではなくて、書面による会議の開催を可能にするということの関係規定の改正でございます。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第26号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第27号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 議案第27号「町田市生涯学習審議会運営規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2の改正内容でございます。(1) 会議に関する規定を加えます。(2) 書面による調査審議に関する規定を加えます。(3) その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

1枚お戻りいただきまして、3、施行期日は、公布の日からとなります。

なお、この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件

になります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ございましたらお願ひいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第27号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第28号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 議案第28号「町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、町田市文化財保護条例の改正に伴い、町田市文化財保護審議会の会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただいて、2、改正内容でございます。(1) 審議会の会議に関する規定を加えます。(2) 審議会の招集通知に関する規定を加えます。(3) 審議会の書面による調査審議に関する規定を加えます。(4) その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。毀損の「毀」の文字が常用漢字になったことから、漢字表記にするものです。

もう一枚おめくりください。「き損」という字を使用している第11号様式の変更も行います。

2枚お戻りいただきまして、3、施行期日は、公布の日からとなります。

なお、この規則は、第27号議案と同様、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願ひいたし

ます。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第29号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 議案第29号「町田市立図書館協議会条例施行規則の全部改正について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立図書館協議会条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2、改正内容でございます。(1)規則の名称を町田市立図書館協議会運営規則に改めます。(2)会議、招集の通知、書面による協議及び庶務に関する規定を加えます。(3)その他文言の整理を行います。

1枚おめくりください。全部改正後の案文を記載しています。

お戻りいただきまして、3、施行期日は、公布の日からとなります。

なお、この規則は、第27号議案、第28号議案と同様、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第29号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第30号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げ

げます。

○生涯学習部長 議案第30号「町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、附属機関の会議開催方法について、書面による協議に関する規定等を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2、改正内容でございます。(1)町田市民文学館運営協議会の会議への委員以外の者の出席に関する規定を加えます。(2)招集通知に関する規定を加えます。(3)書面による協議に関する規定を加えます。(4)その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

1枚お戻りいただきまして、3、施行期日は、公布の日からとなります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、ご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、臨時代理報告に入ります。

臨時代理報告第3号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 臨時代理報告第3号「2021年度町田市立中学校教科用図書(英語、道徳)の使用について」、ご報告いたします。

本件は、2021年度町田市立中学校教科用図書(英語、道徳)の使用について、8月28日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。8月18日の町田市教育委員会第1回臨時会において決定いたしました2021年度使用中学校教科用図書につきましては、東京都教育庁指導部の令和3年度

使用教科書採択の手引きの採択教科書の給与に関する留意事項として、学習指導要領において、複数年の学年の指導内容が一体となっている教科書であって、教科書が学年別に発行されているもの、英語、道徳に当たりますが、これについては、全学年について新たに採択した発行者の新版教科書を使用することが原則であると示されております。

町田市としましては、学習指導要領の改訂に伴い、前回の採択時のような学習内容の連続性への配慮は必要としないことから、採択変更後の新版教科書を全ての学年で使用するものといたしました。記載しておりますとおり、全学年、英語は光村図書出版、道徳は学研教育みらいでございます。

報告は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。臨時代理報告第3号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

次に、臨時代理報告第4号を審議いたします。本件について生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 臨時代理報告第4号「第5期町田市民文学館運営協議会委員の委嘱の臨時代理の報告について」、ご説明いたします。

本件は、町田市民文学館条例施行規則に基づき、第5期町田市民文学館運営協議会委員の委嘱について、8月28日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会において報告し、その承認を求めるものです。

任期は、2022年8月31日までです。

1枚おめぐりください。委嘱する方々の名簿でございます。ご覧のとおり9名の方となります。選出区分別では、学識経験者が7名、学校教育関係者と市民委員が1名ずつです。再任・新任の別では、再任が3名、新任が6名となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いします。
——よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。臨時代理報告第4号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

続いて、臨時代理報告第5号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明を申し上げます。

○生涯学習部長 臨時代理報告第5号「第5期町田市生涯学習審議会委員の委嘱の臨時代理の報告について」、ご説明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例に基づき、第5期生涯学習審議会委員の委嘱について、9月1日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会において報告し、その承認を求めるものです。

任期は、2022年3月31日までです。

1枚おめくりください。選出区分「生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表」の選出団体である町田市民文学館運営協議会から推薦がありましたので、9月1日付で委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。臨時代理報告第5号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

○生涯学習部次長(兼)生涯学習総務課長 先ほど議案第29号「町田市立図書館協議会条例施行規則の全部改正について」ということでご承認をいただいたところでございますが、提案理由説明のところの「町田市図書館協議会条例」という記載について、「町田市立」と

いうことで訂正をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。大変失礼いたしました。

○**教育長** ただいま議案第29号の議案説明に誤字があったという説明がありましたが、これは議案可決ということで決定してよろしいでしょうか。――では、そのとおりとさせていただきます。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は5件ございますが、まず報告事項（1）について担当者から報告させていただきます。

○**学務課担当課長** それでは、報告事項（1）「町田市奨学資金支給条例施行規則の廃止について」、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

1、廃止理由。令和2年（2020年）第1回町田市議会定例会において可決いたしました町田市奨学資金支給条例の廃止に伴い、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

2、廃止期日。令和3年4月1日となります。

1枚おめくりください。廃止内容となります。経過措置として、現奨学生の奨学金の支給については、廃止前の規則の規定により行います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（2）について担当者から報告をいたします。

○**指導室長（兼）指導課長** 報告事項（2）「スヌーピーミュージアムにおける校外学習の実施について」、報告をさせていただきます。

2020年9月1日から順次、南町田グランベリーパーク内のスヌーピーミュージアムとまちライブラリーで校外学習を実施いたします。

目的でございます。「えいごのまちだ事業」の取り組みの一環で、学校以外で英語に触れる機会の創出を目的とするものです。

3番にございますが、対象は町田市立小学校42校の5年生3,814名です。

2番にございますが、実施期間は2020年9月1日（火）から2021年2月26日（金）まででございます。

4番にございますが、活動内容といたしましては、スヌーピーミュージアム館内では、児童がオープニングシアターや展示物を鑑賞しながら、ワークシートのクイズに答えていく活動などを行い、まちライブラリー施設内では、英語授業指導員＝ME P S（Machida English Promotion Staff）が形や動作をあらわす言葉を英語で発音し、児童がME P Sの発音をよく聞いて、『PEANUTS』に登場するスヌーピーやチャーリー・ブラウンなどのキャラクターを描く活動を行います。

5番として、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、多くの学校行事について、延期や中止の判断をしなければならない中ではございますが、市内で実施することができる校外学習であることから、感染症対策に書かせていただきましたように、ソーシャルディスタンスを確保するなど、十分な感染症対策を講じた上で実施してまいります。報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。

○後藤委員 始まってからまだ2週間程度だと思うのですが、もう何校か実施した学校はございますか。校数等は必要ないですけれども、子どもの声とか、その状況がもしわかれば、実施上の課題等も何か出ているのであれば、お教えいただきたいと思います。

○指導室長（兼）指導課長 9月1日からスタートいたしまして、本日も含めると、現在6校が校外学習で行っております。子どもたちからは、先ほどご紹介いたしました活動が非常に楽しいということと、またスヌーピーミュージアムに行きたいというような反応があるというふうに聞いております。

○後藤委員 町田市教育の1つとして、他にはない鳴り物入りの事業ですから、今のコロナ禍の状況ですけれども、子どもたちが意欲的に学べる場があるということは非常に意味があることだと思うのです。海外に行ったのとは全く違うのですけれども、子どもたちがここでの生きたというか、こういう経験を学習の中に入れることによって、非常にアクティブな学びができるのだらうと思いますので、今年、他の学校も全部やってみて、改善点があるとか、よりよく学べるような状況があったら、今後もまた進めていただきたいなと思います。

○八並委員 私も「えいごのまちだ事業」の中のスヌーピーミュージアムにおける校外学習は大変期待しているところであります。このような形で、子どもたちが英語に触れる機会がふえるということは、これからの英語教育などにもつながってくると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ただ、町田市は東西に長くありまして、一番西の外れと申しますか、そのようなところに位置しています。近隣の学校だけが利用しやすいということではなくて、町田市全体の取り組みということですので、交通費などが多くかかる学校についてのいろいろな支援なり、そういった形で、市内の小学生みんなが同じような形で機会を与えられることに非常に意義があると思います。予算等大変だとは思いますが、今後もぜひ続けていただければと思います。よろしく願いいたします。

○指導室長（兼）指導課長 今、委員からお話がありましたように、ミュージアムの場所に行くための方法が各学校によって違っております。近隣の学校ですと徒歩ですし、公共交通機関、またバスといった形で進めておりますが、交通費については教育委員会のほうで全て負担をさせていただくということで、全ての子どもたちが同じ環境の中で行くことができるように努めております。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

続きまして、報告事項（3）について担当者から報告をさせていただきます。

○生涯学習センター長 報告事項（3）「平和祈念事業」の実施報告をいたします。資料をご覧ください。

生涯学習センターでは毎年8月に平和祈念事業を実施しており、今年度は図書館と連携したイベントを7月10日から8月12日まで行い、メインイベントは8月6日から10日までの5日間実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での開催ということで、従来と比べてイベントの数を減らし、ソーシャルディスタンスの確保を念頭に、イベントの定員も通常の3割程度に減らすなどして実施した影響で、参加者は延べ515人でした。

資料の項番4に記載してありますが、実施したイベントは、広島平和記念資料館から借用しましたパネル資料や、市民の方から戦時中の体験をお寄せいただく「1枚のハガキ」の展示のほか、広島・長崎で被爆体験をした方の講話や、朗読劇、親子将棋教室、ドキュメンタリー映画の上映会などです。

なお、8月1日と10日に講演を依頼していた講師から、講演を辞退したい旨の申し出があり、やむを得ず急遽中止といたしました。

資料の中段から下段にかけて、右側に会場の様子を掲載してあります。来場者は例年と比べると減少しましたが、借用したパネル資料を数多く展示したこともあり、足をとめて

じっくりとご覧になっている姿も見られました。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（４）について担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（４）『東京クロニクル1964-2020オリンピックと東京をめぐる創造力の半世紀』展の実施報告について」でございます。

本展は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当初予定の4月25日から6月28日の開催期間を6月9日から8月10日に変更し、関係者のご協力により開催することができました。観覧者数は2,051人ございました。

内容については、1964年の東京オリンピックから、予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピックまでの半世紀の都市・東京の変遷を、「東京」をテーマとした文学作品や記録写真などを通して検証したものでございます。

開催を予定していたイベントは、残念ながら、いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しております。かわりまして、自宅にしながら展覧会の様子を楽しんでいたけるよう、企画展内容を紹介する動画を制作し、ユーチューブでの動画配信を行いました。

1枚おめくりください。artscape Japan という英文によるサイトに、展覧会について6ページにわたってご紹介をしていただくことができしております。会場の風景はこちらの写真のとおりでございました。ユーチューブの展覧会紹介動画については、こちらのような動画をアーカイブとして残してございます。今後も皆様にご覧いただけるような状況になっております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（５）について担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（５）「20×20原稿用紙&2 ☺☺ ☺☺（ニコニコ）絵本原画展』の開催について」でございます。

町田市民文学館では、コロナウイルスの影響により、先ほどご紹介いたしました東京クロニクル展以降、予定していた企画展3本を全て延期としております。かわりに、収蔵資料を市民の皆様を知っていただく機会として、次の展覧会を2本立てで実施いたします。

1つ目が「20×20原稿用紙展」でございます。

20×20というのは、まさに原稿用紙の罫目にちなんでおります。所蔵する100名を超える作家の中から、えりすぐりの自筆原稿をご覧いただくとともに、現代美術家による原稿用紙をモチーフにした作品を展示いたします。

「2☺☺(ニコニコ) 絵本原画展」についてですが、おぼまこと氏、わたなべゆういち氏、中垣ゆたか氏の絵本原画の中から、思わず笑顔になれるような作品を展示いたします。前期・後期に分けて開催し、展示がえを行う予定です。

1枚おめくりください。こちらが展覧会のチラシ・ポスターのイメージでございます。展示協力に建築家の池谷明治氏にお願いをしております。いつもとはちょっと違う原稿用紙の森と青い空をイメージしたしつらえの展示室で、作品鑑賞をしていただくことが可能です。新型コロナウイルス感染症の影響で暗いニュースが続く中、明るい気持ちになっていただければと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で町田市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。

午前11時39分閉会